

改正案

現行

（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条（略）

2 法第百七条第一号イに規定する政令で定める額は、千三百万円とする。

（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条（略）

2 法第百七条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第六条 法第百三十七条第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては次項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一 倍額支払条項付保険の保険契約 保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（被保険者が不慮の事故若しくは第三者の加害行為又はエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第六条 法第百三十七条第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては次項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一 倍額支払条項付保険の保険契約 保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（被保険者が不慮の事故若しくは第三者の加害行為又はエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群

(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス若しくはパラチフスを直接の原因として死亡したことを除く。)の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由が全て発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいもの

二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものを除く。)の合計額から千円(その合計額が千円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。)を控除した額に当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものに限る。)の合計額を加えた額

イ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の申込みに係る当該増加させる保険金額

ロ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の契約の効力発生後四年を経過しない場合における当該増加させた保険金額

ハ 保険契約の復活の申込みに係る復活させる保険契約に係る保険金額

三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額(前号イ及びハに掲げるものを除く。第五号において同じ。)の合計額が千円を超えるもの 千円

四 特定保険金額死因別保険の保険契約以外の保険契約 零

五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの

(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス若しくはパラチフスを直接の原因として死亡したことを除く。)の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいもの

二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものを除く。)の合計額から三百円(その合計額が三百円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。)を控除した額に当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものに限る。)の合計額を加えた額

イ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の申込みに係る当該増加させる保険金額

ロ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の契約の効力発生後四年を経過しない場合における当該増加させた保険金額

ハ 保険契約の復活の申込みに係る復活させる保険契約に係る保険金額

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

の 八百万円

六 定期保険等の保険契約以外の保険契約 零

2 法第三十七条第一号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第一号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一 年齢十五年以下の被保険者 七百万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）

二 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）

三 年齢五十五年以上の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は五百万円、定期保険等に係る額は八百万円）

3 法第三十七条第一号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

六（同上）

2（同上）

3 法第三十七条第一号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。）の合計額から千円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が千円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは千円）から控除額を控除した額（その合計額が千円）から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（同項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。）の合計額を加えた額

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの

ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、控除額が千円に満たない額であるもの

二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 千円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額（当該保険契約が第一項第一号に掲げる保険契約である場合にあつては、同号に定める額とし、同項第二号イ及びハに掲げるものを除く。第四号ロにおいて同じ。）の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イ

一 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。）の合計額から三百円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百円）から控除額を控除した額（その合計額が三百円）から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（同項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。）の合計額を加えた額

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの

ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、控除額が三百円に満たない額であるもの

二 （同上）

に掲げる額)

三 特定保険金額死因別保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 八百万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額(その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額)

五 定期保険等の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

(機構の保険金額等の限度額)

第十一条 法第五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額(特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。)から法第五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

(機構の保険金額等の限度額)

第十一条 法第五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額(特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。)から法第五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に

掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものを除く。）の合計額から三百万円（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。次項第二号において「控除額」という。）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

イ 旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分

ロ 旧簡易生命保険契約の復活の申込みに係る復活させる旧簡易生命保険契約に係る保険金額

二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（前号ロに掲げるものを除く。第四号並びに次項第三号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）の合計額が千万円を超えるもの 千万円

三 第六条第三項第三号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額

掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第五十八条第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものを除く。）の合計額から三百万円（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。次項第二号において「控除額」という。）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

イ 旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分

ロ 旧簡易生命保険契約の復活の申込みに係る復活させる旧簡易生命保険契約に係る保険金額

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

が八百万円を超えるもの 八百万円

五 第六条第三項第五号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

2 法第五十八條第一項第一号ロに規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第五十八條第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第五十八條第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第五十八條第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一 第六条第一項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額（第六条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）の合計額から、千万円から控除額を控除した額（その合計額が千万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（同号ロに掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

五（同上）

2 法第五十八條第一項第一号ロに規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第五十八條第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第五十八條第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第五十八條第一項第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一（同上）

二 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したものである場合、当該保険契約に係る保険金額（第六条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）の合計額から三百万円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額（その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（

三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 千万円

ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

四 第六条第一項第四号に掲げる保険契約 同号に定める額

五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 八百万円

ロ 当該被保険者を被保険者とする定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

六 第六条第一項第六号に掲げる保険契約 同号に定める額

同号ロに掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

イ 前項第一号に掲げる旧簡易生命保険契約の被保険者でないもの

ロ 前項第一号に掲げる旧簡易生命保険契約の被保険者であつて、控除額が三百万円に満たない額であるもの

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

